

生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律案要綱

第一 生糸の輸入に係る調整等に関する法律の廃止

生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止すること。

第二 附則

一 この法律は、平成二十年四月一日から施行するものとする。

二 その他所要の経過措置を規定するほか、関係法律について所要の規定を整備すること。